

道路交通法の一部を改正する法律案要綱

第一 高齢運転者等の交通の安全を確保するための規定の整備

- 一 高齢運転者等に係る駐停車規制の特例に関する規定の整備（第四十五条の二、第四十九条の二、第四十九条の四、第一百十九条の二、第一百十九条の三、第一百二十条、第一百二十一条及び別表第一関係）
- （一） 高齢運転者等標章を掲示した普通自動車は、駐車又は停車が禁止されている道路の部分のうち道路標識等により指定されているものについては、駐車又は停車をすることができることとする。
- （二） 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができることとする。
- （三） 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰することとする。
- 二 車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ（第一百十九条関係）
高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑

を引き上げることとする。

三 地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備（第百八条の二十九関係）

地域交通安全活動推進委員の活動に、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えることとする。

四 高齢運転者標識表示義務の見直し（附則第二十二条関係）

七十五歳以上の者は高齢運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しないこととする。

第二 施行期日等

一 施行期日

(一) (二) 及び (三) を除き、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 第一の四については、公布の日から施行することとする。

(三) 第一の二及び三については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行することとする。

二 所要の経過措置を設ける。